

令和2年10月7日

寿都町議会 議長 小西正尚 殿

審査請求人 神 貢一 印

審査請求書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

神 貢一

2 審査請求に係る処分の内容

実施機関が令和2年10月6日に審査請求人に対してした、審査請求人の令和2年9月23日付公文書開示請求（請求に係る公文書：令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て）に対する公文書非開示決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年10月6日

4 審査請求の趣旨

原決定を取り消す。

審査請求人の令和2年9月23日付公文書開示請求に係る公文書を全て開示する。

5 審査請求の理由

（1）実施機関は、審査請求人の公開請求に係る公文書を非開示とした理由として、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めしている」ため、寿都町情報公開条例（以下「条例」という）8条2号に該当し、上記公文書が開示してはならない公文書であるとしている。

条例8条2号は、開示できない公文書の一として、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」としている。

（2）寿都町議会の全員協議会は、地方自治法100条12項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置されている（寿都町議会会議規則126条）。

地方自治法上も、寿都町議会会議規則上も、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が

開示できないとする明文の規定はない。

また、地方自治法100条12項の解釈としても、寿都町議会会議規則126条の解釈としても、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が開示できないものであるとの解釈が明らかとは言えない。

全国市議会議長会都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年2月）でも、全員協議会を公開とすることが望ましい場合があること、全員協議会については、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している（28ページ）。

他の自治体に目を転じると、例えば、北海道別海町、東京都杉並区、栃木県矢板市、愛知県犬山市などで全員協議会の議事録や議事要旨を公開しているところもあり、全員協議会の性質上、非公開が当然であるとは到底言い得ない。

また、全員協議会の議事録についてはNHKの報道でその内容が明らかにされており、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかであり、非公開とする「取り決め」が存在するという説明も疑わしい。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

よって、原決定を取り消し、審査請求人の令和2年9月23日付公文書開示請求に係る公文書を全て開示されたい。

6 実施機関による教示の有無及びその内容

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決を知った日から起算して6月以内に議長を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。」との教示がありました。

7 添付書類

全国市議会議長会都市行政問題研究会「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年2月）